参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	食品衛生基準及び水道整備・管理行政の移管に向けた議論 -生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備-
著者 / 所属	浜田 勇 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459 号
刊行日	2023-8-2
頁	157–167
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20230802.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

食品衛生基準及び水道整備・管理行政の移管に向けた議論

— 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備 —

浜田 勇

(厚生労働委員会調査室)

- 1. 法律案提出の背景及び法律成立の経緯
- 2. 整備法の概要
 - (1) 食品衛生基準行政の機能強化
 - (2) 水道整備・管理行政の機能強化
- 3. 主な国会論議
 - (1) 食品衛生基準行政の機能強化
 - (2) 水道整備・管理行政の機能強化
 - (3) 厚生労働省の組織再編
- 4. おわりに

1. 法律案提出の背景及び法律成立の経緯

令和4年6月17日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部¹は、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」(以下「対応の方向性」という。)を決定し、その中で、厚生労働省の各局にまたがる感染症対応・危機管理に関係する課室を統合した新たな組織を設けることと併せて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行うとの方針を示した。同年9月2日、同対策本部は、対応の方向性等を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」(以下「対応の具体策」という。)を決定し、その中で、感染症対応能力を強化するための

[※] 本稿におけるインターネットの最終アクセス日は令和5年7月20日である。

¹ 新型コロナウイルス感染症について、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、令和2年1月30日に閣議決定により内閣に設置された。同対策本部は、その後、同年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項が規定する政府対策本部として指定され、令和5年5月8日に廃止された。

図表 1 対応の具体策における業務移管の方針

厚生労働省における平時からの感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び 水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

1. 食品衛生基準行政について、消費者庁に移管する。

- 食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定(これまで厚生労働省が所管)を 所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- ・ これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に 係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品規格(コーデックス)における国際的な議論について、消費者庁 が一体的に参画することが可能となる。

2. 水道整備・管理行政について、国土交通省及び環境省に移管する。

- ・ 水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、 層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。
- さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。



令和5年通常国会に必要な法律案を提出し、令和6年度の施行を目指す。

(出所) 厚生労働省「令和4年度全国厚生労働関係部局長会議資料 医薬・生活衛生局(旧食品部)」69 頁 https://www.mhlw.go.jp/content/1020000/001046252.pdf>

厚生労働省の組織の見直しの一環として、**図表1**のとおり、厚生労働省から食品衛生基準行政²を消費者庁へ、水道整備・管理行政を国土交通省及び環境省へそれぞれ移管するために必要な法律案を令和5年通常国会に提出し、令和6年度の施行を目指すこととする方針を示した。

政府は対応の具体策等の方針を踏まえて、令和5年3月7日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」(以下「法律案」という。)を閣議決定し、同日、第211回国会(常会)に提出した³。「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」は、令和5年5月19日に成立し、同月26日に公布された(令和5年法律第36号。以下「整備法」という。)。なお、施行期日は一部を除いて令和6年4月1日

² 具体例として、食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定、食品中の残留農薬、放射性物質等の規格基準の策定等が挙げられる。

³ 法律案については、衆参の厚生労働委員会における審査に加え、衆議院厚生労働委員会及び国土交通委員会による連合審査が行われた。なお、法律案には、衆参の厚生労働委員会でそれぞれ附帯決議が付された。附帯決議の全文は、衆議院ホームページ〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou554AE0BA4100497A4925899D0030ED17.htm〉、参議院ホームページ〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/f069_051801.pdf〉を参照されたい。

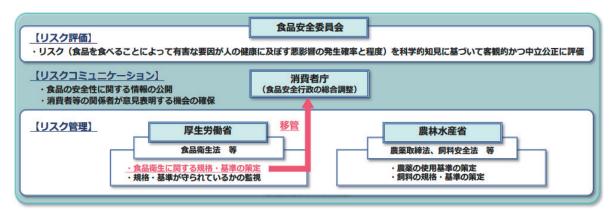
となっており、令和5年7月現在、移管に向けた準備が進められている⁴。 以下、整備法の概要及び主な国会論議について紹介する。

2. 整備法の概要

(1) 食品衛生基準行政の機能強化

食品衛生行政においては、平成15年の食品安全基本法(平成15年法律第48号)の制定により、食品健康影響評価(リスク評価)、リスク管理、リスクコミュニケーションからなる「リスク分析⁵」の仕組みが整備された。リスク分析は、**図表2**に示されるように、内閣府に設置された食品安全委員会が行うリスク評価を踏まえ、厚生労働省、農林水産省、環境省等のリスク管理機関がリスク管理とリスクコミュニケーションを実施するものであり、消費者庁は食品安全行政の総合調整、司令塔機能を担う位置付けとなっている。

整備法は、食品等の衛生に関する規格や基準の策定その他の食品衛生基準行政に関して、科学的知見に基づきつつ、食品安全行政における総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の改正により、その事務を厚生労働省から消費者庁に移管すること等を内容としている⁶。



図表2 リスク分析の仕組み

(出所) 厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 (令 5.6.29) 資料 3 「その他の報告事項に関する資料」34 頁 https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/001113991.pdf

⁴ 国土交通省は、水道整備・管理行政の円滑な移管のために、本省に「水道整備・管理行政移管準備チーム」を、地方整備局等に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置した。水道整備・管理行政移管準備チームには厚生労働省医薬・生活衛生局水道課、環境省水・大気環境局水環境課もオブザーバーとして参加する(国土交通省プレスリリース「「水道整備・管理行政移管準備チーム」等の設置」(令5.5.19) 〈https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001610525.pdf〉)。

⁵ 食品中に含まれるハザードを摂取することによってヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方(食品安全委員会ホームページ「用語集」〈https://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku_analysis.html〉)。

⁶ このほか、①厚生労働省及び消費者庁の所掌事務を見直すこと、②厚生労働省薬事・食品衛生審議会の調査 審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務 を行う食品衛生監視行政に関しては、厚生労働省厚生科学審議会に移管すること、③食品衛生基準行政に関 する事務の調査審議を行う審議会(食品衛生基準審議会)を消費者庁に設置すること等としている。

(2) 水道整備・管理行政の機能強化

水道行政に係る所管業務は、昭和32年の「水道行政の取扱に関する件」⁷の閣議決定及び 水道法(昭和32年法律第177号)の制定により明確化された。水道行政は、平成13年の中央 省庁再編に伴って厚生労働省の所管となり、現在は同省の医薬・生活衛生局水道課が担当 している。なお、水道法は平成30年に改正がなされ、人口減少に伴う水の需要の減少、水 道施設の老朽化、水道事業における人材不足等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、 都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方 公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場 合⁸の許可制の導入等の措置が講じられた。

整備法は、水道整備・管理行政に関して、水道法等の改正により、①水道に関する水質 基準の策定など水質又は衛生に関する事務について、河川等の環境中の水質に関する専門 的な知見等を活用する観点から、厚生労働省から環境省に移管すること、②①以外の水道 整備・管理行政に関する事務について、社会資本整備や災害対応に関する専門的な知見等 を活用する観点から、厚生労働省から国土交通省に移管すること、③水道について、災害 対応の強化や、他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)及び社会資本整備重点計 画法(平成15年法律第20号)の対象施設に加えること等を内容としている。

3. 主な国会論議

(1) 食品衛生基準行政の機能強化

ア 移管の理由及び効果

政府は、食品衛生基準行政を消費者庁に移管することにより機能が強化される点を問われ、食品安全行政の総合調整やリスクコミュニケーションの推進の取りまとめを担う消費者庁が食品衛生基準行政を担うことで、関係府省とより緊密に連携して規格基準の策定に当たることができること、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の強化に資すること、国際食品基準における国際的な議論において消費者庁が一体的に参加することが可能になることを挙げた。一方で、食品衛生監視行政¹⁰を移管せずに厚生労働省に残す理由について、公衆衛生に関する幅広い知見を有する厚生労働省が感染症対策

⁷ 昭和32年1月18日閣議決定。水道行政の所管を明確にし、その運営の合理化・能率化をはかり、かつ水道の 画期的拡充を期するため、①上水道に関する行政は厚生省の所管、②下水道に関する行政は建設省の所管、 ただし終末処理場については厚生省の所管、③工業用水道に関する所管は通商産業省の所管とする等を内容 とする。その後、昭和42年2月21日、「下水道行政の所管について」が閣議了解され、終末処理場を含む下水 道の所管が建設省に一元化された。

⁸ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。コンセッション方式。

⁹ このほか、厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務を見直すこと、国土交通省の地方整備局及び北海 道開発局は、水道整備・管理行政に関する事務を分掌するものとすること等としている。

¹⁰ 具体例として、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の 原因究明・更なる健康被害の発生の防止等が挙げられる。

や健康危機管理対策と一体的に担うためと答弁した11。

イ リスク管理機能の分離への懸念

政府は、リスク管理機関である厚生労働省が担う食品衛生基準行政と食品衛生監視行政の所管が分離されることによってリスク管理の一体的な遂行に支障が生じる懸念について問われ¹²、既に政府全体の取組の中で、消費者庁、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省といった関係省庁が連携して取組を推進しているところであり、消費者庁と厚生労働省の連携規定を法律上設けることにより、今までの取組の枠組みや連携規定を活用して、一体的な遂行に支障がないように努めていく旨、答弁した¹³。

法律案に付された衆参の附帯決議では、移管に当たって食品安全推進の取組に支障や 停滞が生じることがないよう、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指 導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずること等が求められた¹⁴。

ウ 移管後の組織体制及び人員確保の必要性

現状、主に厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課が所管している業務を、**図表 3** のように消費者庁に移管することが想定されている。政府は、移管後の消費者庁における組織体制について問われ、必要な定員、体制の確保、整備に努めるとしつつも、令和6年度の組織・定員要求の過程で決定するためとして、明確な答弁は示さなかった¹⁵。 あわせて、消費者庁における知見を有する職員の確保については、厚生労働省から職員を受け入れるなどにより移管当初から業務を円滑に遂行できるよう必要な体制を整備し、組織としての知見の蓄積を図るとした¹⁶。

また、厚生労働省に残る食品衛生監視行政に関し、食品衛生監視員の人員確保について問われ、食品の安全性を確保するために食品衛生監視員が果たす役割は非常に重要であるとし、国内の食品流通に対する監視体制の強化に努めるとした。国家公務員である検疫所の食品衛生監視員については、輸入食品が増加傾向にある中で食品衛生監視員を確保していくことが必要であるとし、都道府県等における食品衛生監視員については、人員が地方交付税により措置されているため、地方議会の理解が重要であるとした「こ。

さらに、食品衛生に関する研究予算の確保及び研究機関との連携の必要性について問われ、現在、国立医薬品食品衛生研究所等において行政経費や厚生労働科学研究費によ

¹¹ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号3頁(令5.4.21)、第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第11号(令5.4.26)。また、厚生労働省と同じくリスク管理を担う農林水産省の業務を移管しない理由について問われ、農薬等の生産資材の有効性の確認や適正な使用を確保するための使用基準の設定については、農林水産物の生産過程における食品の安全性の確保及び生産資材の生産等を所掌事務とする農林水産省が関係機関と連携し、引き続き所管していく旨、答弁した(第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18))。

¹² 同様の懸念は、令和4年12月22日に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、同分科会委員の二村睦子日本生活協同組合連合会常務理事からも示されている(厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会(令4.12.22)資料「食品衛生基準行政の消費者庁への移管についてのコメント」〈https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/001027629.pdf〉)。

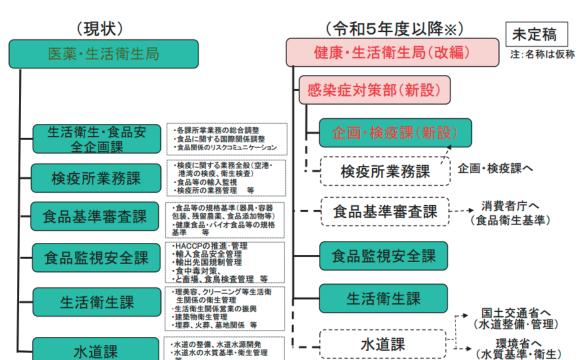
 $^{^{13}}$ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号 5 頁(令5.4.21)

¹⁴ 衆議院附帯決議項目 5、参議院附帯決議項目 7

¹⁵ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号13~14頁(令5.4.21)

¹⁶ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号15~16頁(令5.4.21)

¹⁷ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)



生活衛生関係分野の組織再編(イメージ・未定稿) 図表3

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための具体策 (令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を参考に作成

水道課

(出所) 厚生労働省令和4年度生活衛生関係技術者研修会(令5.2.10)資料1「生活衛生行政の現状と課 題について」37 頁https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001073820.pdf

※他省庁への移管は令和6年度予定

り研究が行われているが、移管後も消費者庁から同研究所に研究委託等を行うなどによ り、有用な科学的知見が得られるよう、必要な予算の確保に努めていく旨、答弁した18。

エ 消費者庁における食品メーカーからの出向者受入れによる食の安全に対する懸念

消費者庁は、令和4年において、定員405人のうち33人の職員を民間企業から受け入れ ている19。消費者庁が食品の規格基準の策定等を行うに当たり、食品メーカー寄りの視点 に立って消費者から食の安全に対する懸念を招くことがないようにするべきとの指摘に 対して、政府は、民間企業から職員を受け入れる際は国と民間企業との間の人事交流に 関する法律(平成11年法律第224号)により職員の配置に制限があるほか、任期付職員や 非常勤職員として採用する場合も、配置や担当業務に関して公務の公正な執行に疑念を 招くことがないよう配慮を行っているとした。また、消費者庁への移管後も、食品安全 基本法に基づいて、科学的知見に基づいた食品衛生に関する規格基準の策定等を行う枠 組みが変更されることはなく、新設する審議会の事務局機能を担う職員の配置も含め、 必要な体制等の整備、確保に努めるとした20。

法律案に付された参議院の附帯決議では、消費者庁が食品メーカーを含む民間企業か

¹⁸ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号5頁(令5.4.21)

¹⁹ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号19頁(令5.4.21)

²⁰ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

ら出向者を受け入れるに当たっては、消費者庁が食品衛生基準行政を担う趣旨を踏まえ、 科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図り、食の安全に対する懸念を招く ことのないよう十分に留意することが求められた²¹。

(2) 水道整備・管理行政の機能強化

ア 移管の理由及び効果

政府は、水道整備・管理行政を国土交通省及び環境省に移管することにより機能が強化される点を問われ、国土交通省が社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有するため、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進められること、あわせて、環境省が環境中の水質、衛生に関して専門的な能力、知見を有するため、迅速かつ効果的な水道水の水質基準の策定につながることなどから、水道整備・管理行政の機能強化を図ることができる旨、答弁した²²。

また、仮にコロナ禍がなかったら水道整備・管理行政の移管は行われなかったのかと問われ、仮にということはなかなか難しいとしつつ、感染症対応も含めて、時代に応じて要請される行政課題への対応に、厚生労働省、政府全体で組織の見直し等に取り組んでいく必要がある旨、答弁した²³。

イ 厚生労働省がこれまで所管してきたことによる利点及び移管への懸念

政府は、これまで厚生労働省が公衆衛生に関する知見を生かしながら水道整備・管理 行政を所管してきたことによる利点について、①我が国の水道が約98%という高い普及 率を達成したこと、②国民生活や経済活動に欠かすことのできないインフラとして社会 に定着してきたこと、③飲用に適さない水が摂取されるリスクが減少してきたことを挙 げた²⁴。

水道行政については、令和4年度補正予算及び令和5年度予算において、水道施設の耐震化や水道事業の広域化等の着実な推進のための施設整備費として約768億円、水道事業に関する各種調査や水質基準等の見直しの検討を行う費用として約1億円が計上されており、このうち前者に係る事業を国土交通省が、後者に係る事業を環境省が今後担っていくこととなる²⁵。政府は、移管によって予算や人員が削減されるのではないかと問われ、移管されても必要な予算、人員の確保に取り組んでいくとした²⁶。また、移管後に、事業者の申請先が国土交通省と環境省の二つに分かれる可能性について問われ、許認可等の手続については、水質・衛生の観点から環境省の意見を聴取するが、国土交通省において一元的に対応するとした²⁷。

法律案に付された衆参の附帯決議では、水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予

²¹ 参議院附帯決議項目8

²² 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号3頁(令5.4.21)

²³ 第211回国会衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会議録第1号(令5.4.26)

²⁴ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

²⁵ 第211回国会衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会議録第1号(令5.4.26)

²⁶ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

²⁷ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号4頁(令5.4.21)

算の確保等について求められた28。

ウ 移管後の厚生労働省の役割

政府は、移管後も厚生労働省が公衆衛生の観点から水道行政に関与する必要性について問われ、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第4条に「原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること」等の事務が具体的に掲出されていることを踏まえ、移管後においても、環境省と緊密に連携したいと答弁した²⁹。また、移管後の保健所の役割について問われ、水道水に起因すると思われる食中毒が発生した場合、保健所は食品衛生法に基づき、水道水の調査などの対応に当たることとなり、何ら変更されるものではないとし、国土交通省や環境省と緊密に連携していく旨、答弁した³⁰。

エ 移管後の組織体制及び人員確保の必要性

政府は、移管後も継続的に人的体制を担保するための方策について問われ、現状、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の職員が定員ベースで35人いるが、厚生労働省の職員の知見が必要ということであれば、厚生労働省は、移管後も出向に関して積極的に協力していくとした。あわせて、国土交通省においても、本省及び地方整備局等における定員確保に努めるとともに、採用時に衛生工学分野の人材を一定数確保する等、適切な人材の確保・育成に継続的に取り組むとした³¹。

また、厚生労働省では、専門人材の確保・育成のため、国立保健医療科学院における 水道工学や水質試験に関する研修の実施、都道府県が行う研修事業や技術者派遣等に対 する財政支援、水道技術管理者に対する研修の実施等に必要な予算を確保してきたが、 移管後も国土交通省、環境省に引き継ぐ流れの中で、必要な人材確保・育成に取り組む とした³²。

法律案に付された衆参の附帯決議では、水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずることが求められた³³。

オ 水道の基盤強化に向けた対応

政府は、人口減少時代における水道事業に対する公的支援の必要性について問われ、 水道事業の経営に要する経費は水道料金により賄うことを原則として、計画的に水道施 設の更新等に対応することが必要であることから、平成30年改正水道法の規定により、 水道事業者に対して適切な資産管理が行われるよう指導、助言を行うとした。あわせて、 広域連携や官民連携を含め、水道事業の経営の効率化を図りつつ、必要な経費を水道料

²⁸ 衆議院附帯決議項目1、参議院附帯決議項目1

²⁹ 第211回国会衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会議録第1号(令5.4.26)

³⁰ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第11号(令5.4.26)。あわせて、人の健康を害するおそれがある水質 事故が発生した場合は、保健所は地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づき、水道の衛生に関する事項の 指導を行うこととされており、従前同様、必要に応じて水道施設の調査などの対応に当たるとした。

³¹ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

³² 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

³³ 衆議院附帯決議項目2、参議院附帯決議項目2

金収入によって賄えるよう、適切な料金設定の要請等に努めるとした34。

また、移管前に平成30年改正水道法の施行状況について点検を行う必要性を問われ、厚生労働省は令和4年度から「水道の諸課題に係る有識者検討会」を開催し、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進について取り上げており、今後も移管までに有識者検討会の場も活用し、フォローアップをしっかりと行う旨、答弁した35。

カ PFAS対策

東京都多摩地域で水道水に利用する井戸水から発がん性が指摘される有機フッ素化合物 (PFAS³⁶) が検出されるなど、全国各地でPFASによる水質汚染への懸念が広がっている。PFASのうち、PFOS及びPFOAは令和2年に要監視項目に指定され、水道水の水質管理目標設定項目としての目標値が合算で50ng/Lに設定されており³⁷、自治体において地域の実情に応じたモニタリングが実施されている³⁸。

政府は、PFOS及びPFOAについて、水質管理目標設定項目から水質基準項目へ引き上げる必要性について問われ、厚生労働省の水質基準逐次改正検討会で取扱いを検討しており、今後も引き続き数字や水質基準等体系の中での位置付けに関する検討を進めていく旨、答弁した³⁹。また、PFASの血中濃度測定や健康管理に対して厚生労働省が責任を持つ必要性について問われ、血液検査等を実施することは考えていないが、PFOSやPFOAの毒性評価等に関する国内外の科学的知見を集めること、我が国の水道水における検出状況等の把握に努めて、厚生労働省として専門家の意見も伺いながら必要な検討をしていく旨、答弁した⁴⁰。

法律案に付された参議院の附帯決議では、PFASについては、国内外の科学的知見も収集し、その結果も踏まえつつ、水道水質基準にすることも含め、必要な検討を行うことが求められた⁴¹。

キ 水行政の一元化に係る議論

政府は、水源である森林から蛇口、排水溝から海洋までという水循環を健全に進める ため、将来的な一元化を念頭に一体的な水行政を推進する必要性について問われ、政府 全体として水循環の視点に立つことは必要であるが、各省それぞれの理由があって役割

³⁴ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

³⁵ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

³⁶ ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。約4,700物質以上があるとされる。

³⁷ PFASの一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については、令和2年3月30日付厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「水質基準に関する省令の一部改正等について (施行通知)」等により、水道水の水質管理目標設定項目としての目標値が設定された。

³⁸ 米国環境保護庁(EPA)は、2023(令和5)年3月14日、飲料水中のPFOS及びPFOAについて、それぞれ4ng/Lという規制値案を発表した(厚生労働省令和5年度第1回水質基準逐次改正検討会(令和5年6月16日)資料1「PFOS、PFOAに関する国内外の動向について」1頁)。政府は、日本において水道水中のPFOS及びPFOAの濃度の合計値が、米国のこの規制値案を超過している測定地点数について、令和2年度で589地点中63地点あったと答弁した(第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号19頁(令5.421))

³⁹ 第211回国会衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会議録第1号(令5.4.26)

⁴⁰ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号12頁(令5.4.21)

⁴¹ 参議院附帯決議項目 6

分担していることから、政府全体、各省が連携しながら進めていかなければならない旨、 答弁した⁴2。

(3) 厚生労働省の組織再編

ア 感染症対応能力の強化との関係

政府は、移管と感染症対応能力の強化との関係について、厚生労働省の所管事務の一部を他省庁に移管し、厚生労働大臣の負担を軽減することは、厚生労働省が感染症対応により注力することを可能にすると説明した⁴³。また、感染症対策に集中するのであれば、業務移管ではなく、増員要求で対応するべきではないかと問われ、令和3年度から5年度において、厚生労働省本省内部部局で251人の増員を図っており、引き続き組織そのものを不断に見直して、必要な人員確保に努力していく旨、答弁した⁴⁴。

厚生労働省は、医薬・生活衛生局が所管する業務のうち生活衛生関係分野の業務を健康局に移管し、「健康・生活衛生局」に改組することとしており、健康・生活衛生局には、**図表3**のように感染症対策部も新設される⁴⁵。政府は、健康・生活衛生局の業務量が増大して、同局の局長がかなりの範囲を担当することの懸念について問われ、構想として、感染症対策部の業務については、基本的に感染症対策部長が対応し、厚生労働省内の取りまとめは医務技監が行うこと等としている旨、答弁した⁴⁶。

イ 厚生労働省の更なる組織再編の必要性

政府は、厚生労働省の所管業務が広範にわたることから、更なる組織再編の必要性について問われ、感染症対策部や日本版CDC⁴⁷の設置、こども家庭庁の創設による厚生労働省の子ども家庭局の移管等を例に挙げ、時代に応じて要請される行政課題の対応に合わせて、厚生労働省の組織見直しに取り組んでいるところであり、今後も必要となる行政機関の在り方について考えていくものと認識している旨、答弁した⁴⁸。

また、厚生労働省のスリム化が目的であるならば、むしろ厚生労働省を厚生分野と労働分野に分割するべきではないかと問われ、厚生分野と労働分野が統合されて20年以上経過する中において、介護・福祉サービスの基盤強化と人材確保、障害福祉サービスと雇用の連携など様々な施策が進んでいること、ここまで積み上げてきた成熟した一体的な連携が分割によって後退し、政策の推進スピードが遅くなってしまうことから、引き続き厚生労働行政を一緒に行うことで更に付加価値を高くしていく必要がある旨、答弁

⁴² 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号7頁(令5.4.21)

⁴³ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

⁴⁴ 第211回国会衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会議録第1号(令5.4.26)

⁴⁵ 令和5年秋に予定されている。

⁴⁶ 第211回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号(令5.5.18)

⁴⁷ 対応の方向性において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDCを創設するとされた。その後に取りまとめられた対応の具体策等の内容も踏まえ、第211回国会において、「国立健康危機管理研究機構」を創設するための関連2法案が提出され、令和5年5月31日に成立した。

⁴⁸ 第211回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号5頁(令5.4.21)

した49。

4. おわりに

政府は、移管先の省庁が専門とする能力や知見を活用することで、食品衛生基準行政や 水道整備・管理行政の機能強化が図られるとしている。その一方で、国民の生活とも密接 に関わるこれらの行政において、移管元の厚生労働省が強みとする公衆衛生上の対策や対 応が後退するようなことがあれば、機能強化が図られるとは言い難いであろう。

国民が移管後も食品や水道を安全・安心に利用できるようにするため、衆参の附帯決議でも指摘されたとおり、移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずることが求められる 50 。

(はまだ いさむ)

⁴⁹ 第211回国会衆議院厚生労働委員会国土交通委員会連合審査会議録第1号(令5.4.26)

⁵⁰ 衆議院附帯決議項目6、参議院附帯決議項目9